

標準文書保存期間基準 (保存期間表) (長崎家裁諫早出張所)

令和2年8月28日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類			
					名称 (小分類)	別表第1のとおり		別表第1のとおり
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針, 基本計画, 最高裁判所規則, 最高裁判所規程	規則, 規程, 通達及び告示の制定改廃等	別表第1のとおり	別表第1のとおり	10年	
	(2) 制定又は改廃	規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書	規則案, 規程案, 理由, 新旧対照条文, 裁判官会議資料		別表第1のとおり	別表第1のとおり		
	(3) 官報公告	官報公告に関する文書	官報公告の写し		別表第1のとおり	別表第1のとおり		
	(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説, ガイドライン, 通達, 運用の手引		別表第1のとおり	別表第1のとおり		
	(5) 制定され, 又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され, 若しくは改廃された最高裁判所規則若しくは最高裁判所規程又はその解釈若しくは運用のための文書	最高裁判所規則, 最高裁判所規程, 逐条解説, ガイドライン, 運用の手引		別表第1のとおり	別表第1のとおり		
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	立案基礎文書	基本方針, 基本計画	通達案	別表第1のとおり	別表第1のとおり	5年	
	(2) 制定され, 又は改廃された通達の運用	最高裁判所により制定され, 若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達, ガイドライン, 運用の手引					
8 調停官, 調停委員, 専門委員, 司法委員, 鑑定委員, 参与員, 精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項	調停官, 調停委員, 専門委員, 司法委員, 鑑定委員, 参与員, 精神保健審判員及び精神保健参与員に関する業務	調停官, 調停委員, 専門委員, 司法委員, 鑑定委員, 参与員, 精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書	一時的通達	調停委員等(事務)	組ろ-06	連絡文書	調停委員等(連絡文書) (〇〇年度)	5年
14 職員の人事に関する事項	(4) 俸給その他の給与に関する業務	ア 俸給その他の給与, 級別定数, 給与簿等に関する連絡文書	一時的通達	職員人事(事務)	人ろ-05	給与(連絡文書)	給与(連絡文書) (〇〇年度)	5年
		ウ 人事帳簿	別表第2のとおり			人事帳簿	別表第2のとおり	
	00 職員の人事に関する業務(1)から(9)までに該当するものを除く。)	ア 職員の人事に関する業務についての一時的な連絡文書	一時的通達	人ろ-20-A	雑	雑(〇〇年度)	5年	
		イ 人事の付随的業務に関する文書	事務連絡, 通知, 届出書, 報告書等	人ろ-20-B	雑	雑(〇〇年度)	1年	
		ウ 人事帳簿	別表第2のとおり		人事帳簿	別表第2のとおり		
15 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	事件の受付及び分配, 開廷場所の指定, 法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	一時的通達	訟務(事務)	訟ろ-01	訟務一般	訟務一般(〇〇年度)	5年
	(5) 行政事件に関する業務	行政事件に関する連絡文書	一時的通達		訟ろ-05	行政事件	行政事件(〇〇年度)	5年
	(7) 家事に関する業務	家事審判, 家事調停その他の家事に関する連絡文書	一時的通達		訟ろ-07	家事	家事(〇〇年度)	5年
	(9) 弁護士及び弁護士会に関する業務	弁護士及び弁護士会に関する連絡文書	一時的通達		訟ろ-09	弁護士	弁護士(〇〇年度)	5年
	00 事件報告に関する業務	裁判, 審判及び調停の事件報告に関する連絡文書	一時的通達, 報告文書		訟ろ-10	事件報告	事件報告(〇〇年度)	5年
	01 官報掲載に関する業務	官報掲載に関する連絡文書	一時的通達		訟ろ-11	官報	官報(〇〇年度)	3年
	02 事件記録の保存に関する業務	事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達		訟ろ-12	記録保存	記録保存(〇〇年度)	5年
	03 会同又は会議に関する業務	ア 会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知		訟ろ-13	会同, 会議	会同, 会議(〇〇年度)	5年
		イ 会同又は会議に提出された文書	配布資料					
		ウ 会同又は会議の結果が記録された文書	議事録, 結果報告書					
	05 訟廷事務等に関する業務(1)から(4)までに該当するものを除く。)	最高裁からの連絡文書, 事件記録の廃棄, 検査等に関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書	連絡文書, 一時的通達, 通知文書, 送付書		訟ろ-15-A	連絡文書	連絡文書等(〇〇年度)	5年

9	検査及び監査に関する業務	ア	現金、物件等の会計に関する事故の経緯に関する文書	調査結果報告書、物品亡失(損傷)報告書		会ろー08	検査、監査(事故報告書)	現金、物件等の会計に関する事故の経緯に関する文書(〇〇年度)	5年		
		イ	検査及び監査に関する連絡文書	一時的通達		検査、監査(連絡文書)	検査及び監査に関する一時的通達(〇〇年度)	5年			
		ウ	検査の結果が記載された文書	収入金、前渡資金、歳入歳出外現金、政府保有有価証券、物品及び保管物の定期及び臨時の検査書		検査、監査(検査)	定期及び臨時検査書(〇〇年度)	5年			
		エ	会計実地検査の結果が記載された文書	会計実地検査状況報告書、実地検査の結果に対する会計検査院の照会書及び回答書		検査、監査(実地検査)	会計実地検査に関する文書(〇〇年度)	5年			
		オ	監査の企画及び立案に関する文書	計画書		検査、監査(監査)	会計監査結果報告書(〇〇年度)	5年			
		カ	会計監査の結果が記載された文書	実施通知、監査報告書、監査のフォローアップ		検査、監査(月例検査)	月例検査報告書(〇〇年度)	3年			
		キ	月例検査の結果が記載された文書	月例検査報告書		検査、監査	検査及び監査に関するその他の文書(〇〇年度)	3年			
		ク	検査及び監査に関する文書(アからキまでに該当するものを除く。)	検査及び監査に関する文書		会ろー09	予算執行職員等(連絡文書)	予算執行職員等の任免に関する一時的通達、上申書(〇〇年度)	5年		
10	予算執行職員等の任免に関する業務	ア	予算執行職員等の任免に関する連絡文書	一時的通達、上申書		会ろー11	会同、会議	会同、会議に関する文書(〇〇年度)	3年		
11	会同又は会議に関する業務	ア	会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知		会ろー12-A	会計関連文書	会計関連文書(〇〇年度)	5年		
		イ	会同又は会議に提出された文書	配布資料		会ろー12-B	会計関連文書	会計関連文書(〇〇年度)	1年		
		ウ	会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書				1年			
12	会計に関する業務(1)から(11)までに該当するものを除く。)	ア	会計に関する業務についての一時的文書	一時的通達 一時的文書等		統ろー08	裁判統計に関する業務についての一時的文書	雑(〇〇年度)	5年		
		イ	会計に関する業務についての一時的文書	他省庁、財務省会計センター等からの不定期な照会、回答文書、事務連絡等 書簡、周知文書等							
17	裁判統計に関する事項	(4)	裁判統計に関する業務(1)から(3)までに該当するものを除く。)	一時的通達、統計システム関係事務連絡							
18	庶務に関する事項	(1)	公印の管理に関する業務	ア	公印の管理に関する連絡文書	一時的通達	庶務(事務)	庶ろー01	連絡文書	公印(連絡文書)(〇〇年度)	5年
		(2)	儀式典礼その他の行事の実施に関する業務	ア	儀式典礼その他の行事の実施に関する連絡文書その他の基本計画文書	一時的通達、基本計画	庶ろー02	儀式典礼	儀式典礼(〇〇年度)	5年	
		(3)	会同又は会議に関する業務	ア	会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知	庶ろー03	会同、会議	会同、会議(〇〇年度)	3年	
				イ	会同又は会議に提出された文書	配布資料					
				ウ	会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書	庶ろー04	事件報告	事件報告(〇〇年度)	5年	
		(4)	事件報告に関する業務	ア	事件(要報告裁判事件を除く。イにおいて同じ。)の報告に関する連絡文書	一時的通達					
(5)	文書の管理に関する業務	ア	文書の管理に関する連絡文書	一時的通達	庶ろー05	文書(連絡文書)	文書(連絡文書)(〇〇年度)	5年			

		イ	文書の廃棄の意思決定が記載された文書	廃棄目録		文書(廃棄)	文書(廃棄)(〇〇年度)	5年	
		ウ	文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準(保存期間表)		文書(保存期間基準)	文書(保存期間基準)(〇〇年度)	5年	
		エ	第11の1の6の定めによる廃棄した短期保有文書に係る業務の種類及び廃棄をした日の記録	廃棄記録		文書(廃棄記録)	文書(廃棄記録)(〇〇年度)	5年	
		オ	庶務帳簿	別表第2のとおり		庶務帳簿		別表第2のとおり	
6	広報に関する業務	ア	広報の実施に関する連絡文書その他の基本計画文書	一時的通達, 基本計画		庶ろ-06	広報	広報(〇〇年度)	5年
		イ	広報の実施に関する文書	実施計画書					
		ウ	広報の結果が記載された文書	結果報告書					
7	外国使節, 駐留軍等との交際, 交渉等に関する業務		外国使節, 駐留軍等との交際, 交渉等に関する連絡文書	一時的通達		庶ろ-07	外事	外事(〇〇年度)	5年
8	出張連絡に関する業務		出張に伴う連絡事項が記載された文書	連絡文書		庶ろ-08	出張連絡	出張連絡(〇〇年度)	1年
11	図書及び資料(訟廷用図書資料を除く。)の整備及び管理に関する業務		図書及び資料(訟廷用図書資料を除く。)の整備及び管理に関する連絡文書	一時的通達		庶ろ-11	図書	図書(〇〇年度)	3年
12	情報化及び情報セキュリティに関する業務	ア	情報化及び情報システムの運用等に関する文書(イに該当するものを除く。), 情報セキュリティに関する内部規約の策定等に関する文書	一時的通達		庶ろ-12-A	情報(連絡文書)	情報(連絡文書)(〇〇年度)	5年
		イ	情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書, 情報セキュリティに関する届出, 許可等に関する文書	通知, 周知文書, 届出書, 許可書, 申請書, 報告書		庶ろ-12-B	情報(届出等)	情報(届出等)(〇〇年度)	1年
14	庶務に関する業務(1から13までに該当するものを除く。)	ア	特定個人情報等の事務取扱担当者の指定等に関する文書, 事務取扱区域の指定書, 総括保護管理者への報告書	一時的通達, 懇談会通知文書, 学会出席者選定通知, 事務取扱担当者の指定書, 取扱区域の指定書, 総括保護管理者への報告書		庶ろ-15-A	0A, セキュリティ, 一時的文書	雑(〇〇年度)	5年
		イ	司法行政文書開示申出に関する文書, 保有個人情報の開示申出に関する文書, 庶務に関する業務についての一時的文書	開示申出書, 開示又は不開示通知書, 送付書, 受領書, 通知, 書簡, 周知文書, 開示申出の対象となった短期保有文書, 保護通知書		庶ろ-15-B	開示文書, 一時的文書	雑(〇〇年度)	1年
			自庁帳簿	別表第2のとおり			自庁帳簿		別表第2のとおり

(備考)

1 この通達において「特定日」とは、文書作成取得日において保存期間が不確定である司法行政文書について、保存期間が確定した場合における管理通達記第4の3の(4)の定めによる当該司法行政文書の保存期間の起算日をいう。

2 保存期間の起算日が異なる同一種類の複数の文書が物理的に容易に分離できない形状で一体となっている場合には、保存期間の起算日が最も遅い文書の起算日を保存期間の起算日とし、これらを一体として管理することができる。

3 「〇〇年度」の部分は、元号で表記する。

項番	(分類記号)	中分類	名称 (小分類)	該当する司法行政文書の範囲
1	組いー01	組織一般	組織一般 (〇〇年度)	裁判所の組織及び運営に関するもの
4	組いー02	調停委員等	調停委員等 (〇〇年度)	調停官, 調停委員, 専門委員, 司法委員, 鑑定委員, 参与員, 精神保健審判員及び精神保健参与員に関するもの
5	組いー03	定員	定員 (〇〇年度)	職員の設定員配置に関するもの
7	組いー05	雑	雑 (〇〇年度)	検察庁, 弁護士会その他1から6までに該当しない裁判所の組織に関連する事項に関するもの
8	人いー01	裁判官の任免, 転補, 報酬等	裁判官の任免, 転補, 報酬等 (〇〇年度)	裁判官の任免, 選考, 転補, 報酬等に関するもの
9	人いー02	裁判官以外の職員の任免, 勤務裁判所の指定	裁判官以外の職員の任免, 勤務裁判所の指定 (〇〇年度)	裁判官以外の職員 (検察審査会の職員, 執行官, 調停官, 調停委員, 専門委員, 司法委員, 鑑定委員, 参与員, 精神保健審判員及び精神保健参与員を含む。以下同じ。)の任免, 選任, 勤務裁判所の指定等に関するもの
10	人いー03	試験	試験 (〇〇年度)	裁判官以外の職員の試験, 選考等に関するもの
11	人いー04	人事評価	人事評価 (〇〇年度)	裁判官以外の職員の人事評価制度に関するもの
12	人いー05	給与	給与 (〇〇年度)	俸給その他の給与, 級別定数, 給与簿等に関するもの
14	人いー06	退職手当	退職手当 (〇〇年度)	退職手当に関するもの
15		災害補償等	災害補償等 (〇〇年度)	災害補償等に関するもの
16	人いー07	能率	能率 (〇〇年度)	能率 (栄典及び表彰を含み, 研修を除く。)に関するもの
17		服務	服務 (〇〇年度)	服務に関するもの
18	人いー08	研修	研修 (〇〇年度)	研修に関するもの
19	人いー09	分限, 懲戒	分限, 懲戒 (〇〇年度)	分限及び懲戒に関するもの
20	人いー10	公平	公平 (〇〇年度)	人事に関する職員の苦情, 異議等の申立て及びこれらの処理に関するもの
21	人いー11	出張, 招集	出張, 招集 (〇〇年度)	出張及び招集に関するもの
22	人いー12	雑	雑 (〇〇年度)	人事報告, 人事記録その他の8から21までに該当しない人事に関連する事項に関するもの
23	訟いー01	訟務一般	訟務一般 (〇〇年度)	訟務一般に関するもの
24	訟いー02	民事	民事 (〇〇年度)	民事実体法及び民事訴訟, 人事訴訟, 民事非訟, 民事執行, 破産, 民事再生, 人身保護その他の民事に関するもの
25	訟いー03	商事	商事 (〇〇年度)	商事実体法及び会社更生, 商事非訟その他の商事に関するもの
26	訟いー04	調停	調停 (〇〇年度)	民事調停法その他の調停 (家事調停を除く。)に関するもの
27	訟いー05	行政事件	行政事件 (〇〇年度)	行政事件に関するもの
28	訟いー06	刑事	刑事 (〇〇年度)	刑事実体法及び刑事訴訟, 刑事補償, 恩赦, 刑事施設その他の刑事並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判等に関するもの
29	訟いー07	家事	家事 (〇〇年度)	家事審判法その他の家事に関するもの
31	訟いー09	事件報告	事件報告 (〇〇年度)	裁判, 審判及び調停の事件報告に関するもの
32	訟いー10	記録保存	記録保存 (〇〇年度)	裁判記録の保存に関するもの
33	訟いー11	訟務関連文書	訟務関連文書 (〇〇年度)	23から32までに該当しない訟務に関連する事項に関するもの
34	会いー01	会計一般	会計一般 (〇〇年度)	会計一般に関するもの
35	会いー02	債権, 収入	債権, 歳入及び収入 (〇〇年度)	債権, 歳入及び収入に関するもの
36	会いー03	支出	歳出, 支出及び予算 (〇〇年度)	歳出, 支出及び予算に関するもの
37	会いー04	物品及び役務	物品の管理及び役務 (〇〇年度)	物品の管理及び役務に関するもの
38	会いー05	営繕	営繕 (〇〇年度)	営繕に関するもの
39	会いー06	国有財産	国有財産の管理 (〇〇年度)	国有財産の管理に関するもの
40	会いー07	保管金, 保管有価証券	保管金及び保管有価証券 (〇〇年度)	保管金及び保管有価証券の取扱いに関するもの
41	会いー08	保管物	民事保管物, 押収物等 (〇〇年度)	民事保管物, 押収物等の取扱いに関するもの
42	会いー10	雑	雑 (〇〇年度)	34から41までに該当しない会計に関連する事項に関するもの

4 3	統一-0 1	裁判統計	裁判統計 (〇〇年度)	裁判統計に関するもの
4 4	統一-0 2	裁判統計以外の統計に関するもの	雑 (〇〇年度)	裁判統計以外の統計に関するもの
4 5	庶い-0 1	公印	公印 (〇〇年度)	公印に関するもの
4 6	庶い-0 2	儀式典礼	儀式典礼 (〇〇年度)	儀式典礼及び行事に関するもの
4 7		会同, 会議	会同, 会議 (〇〇年度)	会同及び会議に関するもの
4 8	庶い-0 3	事件報告	特殊報告 (〇〇年度)	特殊事件の報告に関するもの
4 9	庶い-0 4	文書	文書 (〇〇年度)	文書の取扱いに関するもの
5 0	庶い-0 5	外事・庶務関連文書	雑 (外事・庶務関連文書) (〇〇年度)	外事関係及び4 5から4 9までに該当しない庶務に関するもの

(備考) 「〇〇年度」の部分は元号で表記する。

(別表第2)

項番	業務に係る司法行政文書の 類型	名称(小分類)	保存期間
人事帳簿			
1	14の(4)のウ	登庁簿(〇〇年度) 委員等出勤簿(〇〇年度)	5年
3	14の(20)のウ関係	証明申請書等(〇〇年度) 旅行命令簿(〇〇年度)	3年
会計帳簿			
8	16の(3)のコ関係	後納郵便物差出票(〇〇年度) 郵便切手受払簿(〇〇年度)	3年
9	16の(7)のコ関係	代理開始終止簿(〇〇年度) 現金出納簿(保管金)(〇〇年度)	5年
11	16の(8)のエ関係	民事保管物原簿(〇〇年度) 押収物送付票(〇〇年度) 押収通貨整理簿(〇〇年度) 押収物処分簿(〇〇年度)	5年
庶務帳簿			
13	18の(5)のオ関係	文書受理簿(〇〇年度) 文書発送簿(〇〇年度) 秘扱文書受理簿(〇〇年度) 秘扱文書発送簿(〇〇年度)	5年
14		特殊文書受付簿(〇〇年度) 送付簿(〇〇年度) 現金書留等授受簿(〇〇年度)	3年
自庁帳簿			
16		鍵引継簿(出納官吏等)(〇〇年度)	5年
17		事務記録貸出簿(〇〇年度)	3年

(備考) 「〇〇年度」の部分、元号で表記する。